

※令和7年5月27日 理事会にて内容確認済み

学校法人跡見学園役員報酬規程運用細則

(目的)

第1条 この運用細則は、学校法人跡見学園役員報酬規程第4条第1項に定める教職員の身分を有しない常勤役員の報酬総額（一人あたり年額）の上限を基に、その範囲内において決定すべき各役員の報酬総額の算定について定めることを目的とする。

(報酬額)

第2条 各役員の役職別・等級別の報酬額（年額・月額）は次の通りとする。

(単位：円)

役職	報酬総額上限（年額）	等級	報酬年額	報酬月額
理事長	20,000,000	5	20,000,000	1,666,666
		4	19,200,000	1,600,000
		3	18,600,000	1,550,000
		2	18,000,000	1,500,000
		1	17,400,000	1,450,000
常務理事	18,000,000	7	18,000,000	1,500,000
		6	16,800,000	1,400,000
		5	15,600,000	1,300,000
		4	14,400,000	1,200,000
		3	13,200,000	1,100,000
		2	12,000,000	1,000,000
		1	10,800,000	900,000
理事・監事	15,000,000	7	15,000,000	1,250,000
		6	13,800,000	1,150,000
		5	12,600,000	1,050,000
		4	11,400,000	950,000
		3	10,200,000	850,000
		2	9,000,000	750,000
		1	7,800,000	650,000

(等級の決定)

第3条 各役員の等級は、予め常務理事会において、その職歴（現職及び前職を含む）、見識・識見、組織貢献度、及び勤務実態等を総合的に評価する。

2 理事長は、常務理事会の評価を基に、理事会の議決を得る。

(等級の改定)

第4条 各役員の等級の改定は役員改選の都度行う。

2 理事長は、必要ある時は役員改選の有無にかかわらず、各役員の等級の改定を諮ることができる。

3 各役員の等級の改定は、第3条の定める手続きによる。

(改廃)

第5条 この運用細則の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この運用細則は、令和2年6月9日から施行する。